お知らせ版

11月26日号

編集・発行 国見町総務課

猫による近隣トラブルが増えています

飼い猫・野良猫のフン尿被害やいたずらによる近隣トラブルが増えています。飼い主または近くに野良猫が 生息する地域住民の方は、ルールとマナーを守り近隣トラブルとならないよう以下の点に注意しましょう。

■飼い猫に対する注意点

- ・迷子札等を付け、室内で飼いましょう。屋外に出すと事故、繁殖等につながります。
- ・飼い猫がその命を終えるまで適正に飼いましょう。また、動物の遺棄は犯罪です。
- ・不妊去勢手術を受けましょう。

■野良猫に対する注意点

- ・エサをあげないでください。エサをあげてしまうとその周辺に棲み付き、フン尿被害や繁殖が多発します。
- ・野良猫が棲み付いた地域では、車や住宅周りにいたずらをする可能性があるため、猫が寄り付かない対策 (忌避剤・トゲのあるマット等) を行いましょう。

圓住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

小中学校に電話自動音声案内を導入します

教職員の業務負担軽減を図るため、小中学校において電話自動音声案内を導入します。皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

- ■運用開始 12月2日 午後6時30分から
- ■電話自動音声案内対応時間(学校に電話がつながらない時間)
 - ・平日 午後6時30分から翌日午前7時30分
 - ※職員不在により上記以外の時間帯にも自動音声案内する場合があります。
 - · 土曜日、日曜日、祝日等 終日
 - ※授業や学校行事の場合は、この限りではありません。
 - ・長期休業期間(春季・夏季・冬季) 午後4時30分から翌日午前8時

■その他

- ・録音機能はありません。
- ・緊急を要する場合は、警察、消防、救急、医療機関等へ連絡してください。

(参考)小中学校教職員の勤務時間は、午前8時から午後4時30分までです。

人権擁護委員に相談してみませんか?

人権擁護委員は街の相談パートナーです。町では現在4名の人権擁護委員が活躍しています。相談内容は、いじめ、虐待、差別、いやがらせ、家庭内問題など人権に関することであれば何でも構いません。相談は無料で秘密は厳守いたしますので、困ったことがあったら、お気軽にご相談ください。

なお、12月4日から10日までの「第76回人権週間」にあわせて、以下のとおり特設合同人権相談所を開設します。ぜひご来場ください。

- ■日時 12月4日尿 午前9時から正午まで
- ■場所 観月台文化センター第1和室・第2和室
- ※行政相談委員、民生児童委員との合同相談会となります。

園福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

くにみまんなかカフェ(ほっとあんしん認知症カフェ)の開催

くにみまんなかカフェは、認知症の人とその家族が気軽に立ち寄れる場所です。地域の方や介護・医療の専 門職なども集まり、お茶を飲みながらリラックスして自由に話せます。ぜひご参加ください。

- ■日時 12月18日丞 午後2時から(約1時間程度)
- ■場所 コープふくしま国見店(イートインコーナー)

間国見町地域包括支援センター ☎ 585-2702 福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

事業用資産をお持ちの方は償却資産の申告が必要です

国見町内で会社、商店、農業、不動産などの事業を行っている方(法人および個人)で、事業用資産(償却資産)をお持ちの方は、毎年1月1日現在時点で所有している償却資産について、1月末までに申告していただく必要があります。

前年に申告をいただいた方、又は申告の必要があると思われる方については、12 月中旬までにお知らせを送付します。申告書を作成のうえ、期限までに提出してくださるようお願いします。eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したインターネットによる電子申告も受け付けています。詳しくは eLTAX のホームページをご覧ください。

■提出期限 令和7年1月31日 金まで

週税務課課税係 ☎ 585-2778

大枝排水機場更新における土地改良事業計画概要書 の縦覧

大枝排水機場ポンプの経年劣化による排水能力の低下及び機能停止の危険性が生じているため、設備等の更新を計画しています。町民及び関係者の皆さんに広く情報提供と意見を求めるため、以下のとおり縦覧を実施します。

- ■縦覧書類 土地改良事業計画概要書(大枝地区)
- ■縦覧期間 11月29日 金から12月20日 金 午前8時30分から午後5時15分(土日祝日は除く)
- ■縦覧場所 国見町役場 1階 産業振興課
- ■意見書の提出方法
 - ・意見書の記載事項

意見書の提出年月日、意見提出者の氏名(団体の場合は、団体名及び代表者氏名)、住所、電話番号、メールアドレス、当該土地改良事業名、当該土地改良事業の計画の概要に対する意見

・意見書の提出先

持参・郵便の場合 〒969 - 1792 福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二1番7

国見町役場産業振興課 宛て

FAX の場合 024-585-2181

電子メールの場合 sangyo@town.kunimi.fukushima.jp

□産業振興課農林振興係 ☎ 585-2986

ごみ焼却施設整備事業 環境影響評価方法書の縦覧・ 説明会等の開催

伊達地方衛生処理組合では、ごみ焼却施設の更新に伴う周辺環境への影響調査の実施にあたり、調査方法書の縦覧、説明会の開催及び意見募集等を行いますのでお知らせします。

〈方法書の縦覧〉

- ■縦覧方法 伊達地方衛生処理組合清掃センター総務課事務所(紙面)または当組合ホームページ内で縦覧 〈方法書説明会〉

■第1回説明会

日時 令和7年1月9日 年 午後6時30分から

場所 桑折町屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ!」2階(桑折町大字上郡字弁慶20-1)

■第2回説明会

日時 令和7年1月11日 午後2時から

場所 伊達市保原中央交流館 3階 大会議室(伊達市保原町字宮下 111-4)

※第1回、2回とも説明会の内容は同じになります。

〈意見の募集〉

■募集期間 12月12日承から令和7年1月31日盈まで(当日消印有効)

〈問い合わせ先〉

伊達地方衛生処理組合 総務課 ☎ 582-2051

受付時間 午前8時30分から午後5時15分(土日祝日は除く)



ホームページはこちら

ごみ出しルールの再確認を!

ごみ集積所に残されたごみ袋で、ピンクの張り紙があるごみ袋は、ルールが守られていないものとなります。 以下の点に注意し、ごみ置場の環境衛生に努めましょう。

- ・収集日の確認と指定袋に名前を記入し、朝8時までにごみを出しましょう。
- ・ビンとプラ製容器包装は、汚れを落としてから出しましょう。また、ビンは色ごとに分け出しましょう。
- ・段ボール、古紙類等は第2・第4土曜日に各地区のリサイクルステーションに出しましょう。
- ・粗大ごみの受け付けは、収集日の前日17時15分までに住民防災課までご連絡ください。
- ・ごみ出しで困ったときは、ごみの分け方・出し方ハンドブックをご確認ください。お手元にない場合は住 民防災課窓口で配布しています。
- ・福島県環境アプリでもごみカレンダーとごみ分別辞典を確認することができます。





ハンドブックホームページ

福島県環境アプリ

圓住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

ごみの減量化・資源化にご協力ください!

国見町のごみの排出量は1人1日あたり1,382 gで、全国平均の880 gより5割以上も多く、福島県内でワースト1位です。ごみの減量化・資源化に取り組みましょう。

- ・家庭から出る「生ごみ」には多くの水分が含まれています。「生ごみ」はできるだけ"水を切って"ごみの量(重さ)を減らしましょう。
- ・住民の皆さまから出されるごみで、もやせるごみの中に資源化できる空き缶やビン類、ペットボトル等の資源ごみの混入が多くあります。ごみをきちんと分別して適切に排出しましょう。
- ※特に金属類は、もやせるごみに混ぜないでください。焼却炉を損傷させ、故障の原因となります。

圓住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、 【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

圆住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 12月4日丞、18日丞

粗大ごみを出すときは、収集日の前日(平日の午前8時30分から午後5時15分)までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

圓住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116